



# 週刊 税のしるべ

## 主な記事

- 2割特例等で租税回避スキーム 2面
- 地財審が8年度税制改正で意見 2面
- 来年度も自動車通勤手当を見直し予定 3面
- 租特等見直し担当室を新設 3面

### 主な納税環境整備案の概要

少額免税制度の見直し	国内の小売事業者との公平な競争環境を確保するため、国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品について、諸外国と同様、販売者に納税義務を課す。
物品販売に係るプラットフォーム課税	プラットフォームを介する物品販売で生じている国外事業者の無申告への対処や少額免税制度の見直しに伴う適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。
給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整の法制化	在職老齢年金制度の見直しにより、給与と年金で月収50万円(年間合計600万円)以上の収入がある場合、一定の年金受給者は公的年金収入が増加し、給与と年金双方ある場合の控除額の差の問題がより顕在化することを踏まえ、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする。
記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し	請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を75万円に引き上げるなどの見直しを行う。
公的制度の基準額・閾値の点検・見直し	物価上昇が継続していることを踏まえ、税制における長年据え置かれたままの基準額等について見直しを進める。例えば、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の基準額、食事支給に係る所得税非課税限度額、深夜勤務の夜食代に係る所得税非課税限度額、マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額、駐車場等の利用に対する手当の非課税化(5000円/月を上限)などが示されている。
貸付用不動産の評価方法の見直し	①被相続人・贈与者が相続開始・贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得した貸付用不動産については、通常の取引価額に相当する金額(原則、取得価額を基に算定)によって評価する。 ②商品として小口化された貸付用不動産については、通常の取引価額に相当する金額(売買実例価額等を基に算定)によって評価する。
国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し	非居住者に対して行われる国内に所在する不動産に関する役務提供等について、消費税の課税対象とする見直しを行う。
企業グループ間の取引に係る保存文書の整備	企業グループ内の法人との間で一定の取引を行った場合には、支払を行う法人の法人税の課税所得の計算上保存が義務付けられている書類等にその取引の明細や支払額の算定根拠等の記載等がない場合には、これらの事項を明らかにする書類等を取得・作成し、保存を義務付ける措置を講ずる。

# 貸付用不動産の評価方法を見直し

## 自民税調 納税環境整備案を示す

### 通常の取引価額相当額で評価

#### 相続開始・贈与前5年以内に取得

自民税調で示された納税環境整備案のうち、主なものは表のとおり。国境を越えた電子商取引に係る課税の見直しや記帳水準の向上等に向けた青色特別控除の見直しなどが並ぶ。これらの中で、特が貸付用不動産の評価方法の見直しだ。

11月13日に開催された政府税制調査会の専門家会合で、国税庁が「財産評価を巡る諸問題」と題する説明資料を提示。資料では、不動産や株式などの評価額を圧縮する租税回避等(スキーム)の実例が複数示されていた(11月24日号2面参照)。貸付用不動産の評価方法の見直しは、一般的に貸家の稼働状況等が良好で賃割割合が高くなる市場価格が高くなる一方、借家人がいて賃割割合が高くなる通達評価額が低くなる仕組みとなっており、賃割割合が高くなるにつれて市場価格と通達評価額のかい離が大きくなる。この仕組みに着目して、相続開始の数年前に高額の賃費用マンション(一棟)を購入。相続時に購入価額よりも相当低い通達評価額で評価し、さらにはマンション購入のための借入金残高を債務控除して相続税額を大幅に圧縮する事例などが指摘されていた。

こうした事例に対処するため、評価方法の見直し案では、被相続人・贈与者が相続開始・贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得した貸付用不動産は、通常の取引価額に相当する金額(原則、取得価額をもとに算定)によって評価する。いわゆるマンション通達の対象となる不動産のうち、貸付用のものは今回の見直しの対象とする。今回の見直しによる通達の改正予定。

また、商品として小口化された貸付用不動産(不動産小口化商品)については、通常の取引価額に相当する金額(売買実例価額等をもとに算定)によって評価することとし、不動産小口化商品の取得時期にかかわらず、今回の見直しの対象とする予定。

自民党税制調査会(小野寺五典会長)は11月26日、小委員会を開催した。この中で、令和8年度税制改正の納税環境整備案が示され、国税庁が「財産評価を巡る諸問題」で明らかにしていた①相続等の直前に取得した貸付用不動産の市場価格と財産評価基本通達による評価額とのかい離を利用した相続税等の大幅圧縮や②不動産小口化商品の贈与による税負担軽減スキームへの対策として「貸付用不動産の評価方法の見直し」が盛り込まれている。①では被相続人・贈与者が相続開始・贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得した貸付用不動産は通常の取引価額に相当する金額で評価するなどとしており、貸付用不動産を活用した相続等の節税に大きな影響を与えそうだ(2面に関連記事)。

## 税のしるべ電子版

読みたい記事がすぐに見つかる  
https://shirube.zaikyo.or.jp

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03 (3829) 4141 (代)  
FAX 03 (3829) 4001  
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

渡邊正則 著 ▼A5判・520頁・定価3,520円(税込)

六訂版 不動産・非上場株式の税務上の時価の考え方と実務への応用

不動産及び非上場株式の取引時の「時価」の判断において、最新の裁判・判決に基づく各税法上(相続税法・所得税法・法人税法及び通達等)の考え方や課税関係を明確にするとともに、最近の傾向である株式価値の移転や同時に発生する法人の受贈益課税の問題、売買契約直前に相続等が発生した場合の土地や株式の評価が問題になった事例等についても詳述。

百武寛泰 編 ▼B5判・670頁・定価3,630円(税込)

令和7年版 図解 所得税

令和7年度税制改正における特定親族特別控除については特定親族の範囲、控除額、手続等を収録したほか、物価高を踏まえた給与所得控除、基礎控除の改正を織り込んだ解説。また30億円を超える極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置、賃上げ税制の抜本改正といった令和6年度改正のうちに令和7年度適用開始分についても新たに解説。所得税に関する基本的事項を図表やフローチャートを用いて体系的に解説。

佐藤和助 著 ▼A5判・390頁・定価1,980円(税込)

令和8年 確定申告の留意点をチェックポイントで確認 3月 所得税 確定申告ハンドブック

所得税確定申告での主な留意点を「チェックポイント」として掲げ、実務上の疑問を簡潔に確認できるハンドブック。各項目をインデックス的にチェックしたい項目をピンポイントで確認できる構成となっている。それぞれの項目の解説には、関連する事柄や、根拠条文等も明記。また、多くの図表・フローチャートを用いて、視覚的に体系的に確定申告実務をサポートする。

松岡章夫・秋山友宏・山下章夫・笹原眞司 共著 ▼A5判・530頁・定価2,530円(税込)

令和7年 12月改訂 所得税・個人住民税ガイドブック

個人の所得に対する所得税・住民税・事業税を、同じ所得区分、項目ごとにまとめて記載・解説し、国税と地方税を一体で理解できるように編集。解説には所得税法、地方税法等の根拠法令を引用し、各種税額表等も収録。巻末に索引を設け、便利に使えるハンドブック。今版は、物価上昇局面における税負担の調整等への対応による改正、エンジェル税制における再投資期間の延長など、令和7年度税制改正の内容を反映。

布施麻記子・永井強 共著 ▼A5判・180頁・定価1,760円(税込)

令和7年版 上場株式・公社債・投資信託と確定申告

資産形成において、運用に関する知識・情報とともに必要なのが税金の知識。投資できる期間も非課税となる期間も無期限である「新NISA(恒久型)」が令和6年からスタートし、開設口座数も買付け金額も増加中。一方、従来開設した「旧NISA」についても「NISA」等の非課税期間満了時の対応や、特定口座での上場株式・投資信託等の運用には引き続き税金の知識は不可欠。税金だけでなく社会保険料への影響についても解説。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい  
TEL 03 (3829) 4141 (代) FAX 03 (3829) 4001  
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!  
https://www.zaikyo.or.jp



# 2割特例や8割控除を悪用した租税回避スキーム示す

自民党税制調査会は11月26日、27日にそれぞれ小委員会を開催し、26日は納税環境整備案のほか、個人所得課税とインボイス導入に係る経過措置について、27日は法人課税、自動車関係諸税と国際観光旅客税、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築について議論した。このうち、26日のインボイス導入に係る経過措置の議論では、導入に際して設けられた小規模事業者向けの2割特例や少額特例、免税事業者からの仕入れに係る経過措置(当初3年8割控除、その後3年は5割控除)が取り上げられた。

## 自民税調でインボイスの経過措置を議論

インボイス導入に係る経過措置のうち、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス登録事業者(課税事業者)となった人に対して納付税額を売上げに係る消費税額の2割とするのができる2割特例を悪用したスキームは、従来から消費税の課税事業者である法人が、インボイス発行事業者の登録を受けた新たに設立した法人等に取り引主体を変更した上で、新たに設立した法人等の申告で2割特例を利用して2割特例を悪用しているという。結果として取引先での仕入税

スキームは、グローバル企業傘下の日本法人(課税事業者)が同傘下の外国法人等(免税事業者)から商品を購入する際、日本国内の倉庫に搬入されたものを仕入れることで、免税事業者である外国法人等からの国内仕入れとして8割控除を適用。8割控除は日本国内の小規模事業者からの仕入れにインボイス制度が与える影響を部分的に緩和する仕組みだが、外国法人を含む免税事業者からの仕入れ全般に適用することによるグループ全体での消費税納付額を圧縮した形となる。

仮に各種経過措置が延長される場合には、こうした事例への対応策が講じられることになりそうだ。

また、個人所得課税や法人課税、自動車関係諸税等についての議論では、現行制度の確認や政府税制調査会での議論の状況について説明等が行われた。

## 総合経済対策を閣議決定 減税は2兆7000億円程度

政府は11月21日の臨時閣議で、「強い経済」を実現する総合経済対策」を閣議決定した。一般会計の歳出は17兆7000億円程度、減税が2兆7000億円程度、特別会計が9000億円程度で、これらを合わせた

政府は11月21日の臨時閣議で、「強い経済」を実現する総合経済対策」を閣議決定した。一般会計の歳出は17兆7000億円程度、減税が2兆7000億円程度、特別会計が9000億円程度で、これらを合わせた

基礎控除等の引上げによる所得減税で約1兆2000億円となっており、経済対策の裏付けとなる補正予算案は後日、閣議決定する。

経済対策の閣議決定後、高市早苗首相は記者会見を行った。この中で高市首相は経済対策の財源について、「税収の上振れや税外収入などを活用してもなお足りない部分は、国債発行により賄うこと」と述べている。

その上で、減税について、いわゆる暫定税率は政党間の合意を踏まえ、ガソリン税は12月31日、軽油引取税は来年4月1日に廃止するとしたほか、年収の壁の問題は7年度税制改正の内容に加え、基礎控除を物価に連動した形でさらに引き上げる税制措置を8年度税制改正で検討し、結論を得るとした。

また、中小・小規模事業者対策は政府全体で1兆円規模の支援を行うこととし、基金も活用して、賃上げに取り組み「100億宣言企業」などによる成長投資支援を抜本的に強化すると語った。

## 地財審が8年度税制改正で意見

### 利子割の税収帰属、清算制度の導入を

総務省は11月21日、令和8年度税制改正に関する地方財政審議会委員の意見等を公表した。今回、取りまとめられたのは、①8年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見、②関係制のあり方に関する検討会報告書の4

点。利子割の課税団体とあるべき税収帰属地が乖離しているという課題については、地方団体間でこの乖離を調整する地方税制上の仕組みとして、新たに清算制度を導入するべきである。8年度税制改正において、具体的な検討を進めることが必要とした。

自動車関係税制では、環境性能割については、「2035年までに新車販売で電動車100%化」の政府目標と整合するよう、環境性能の高い電動車に優遇して取得時の負担軽減を図る一方、非電動車には現在以上の高い税率区分を適用すべきとした。また、種別割

産税の新築住宅特例については、住宅ストックが絶対的に不足している時代に創設されたものであり、人口減少や空き家の増加等が課題となっている現状等を踏まえて、地方税収の安定的な確保を前提として、住宅政策の観点から、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すべきであるとした。

与野党4党は11月27日、給付付き税額控除の制度設計に向けた協議を開始した。政府が21日に閣議決定した総合経済対策でも中低所得者層の物価高対策として給付付き税額控除の検討に着手することを盛り込んでいる★半世紀前の1975年に米国で導入された給付付き税額控除(EITC)は、米国税学者のミルトン・フリードマン教授が提唱した「負の所得税」が原型だ。低所得層の所得補償と就業意欲の促進が両立できる制度として導入され、現在、多くの先進国で類似した制度が定着している

★税と社会保障の一体改革の検討を進めてきた日本は、税額控除や給付等の6種類を統合し給付に一本化した英国のユニバーサル・クレジットを参考とした議論が活発化しているが、実装までには、かなりの調整と設計期間を要しそうだ。(A)



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロンパイ製造販売、G.H.P・冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

**株式会社 マルエイ**

代表取締役会長 澤田 栄一  
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101  
http://www.maruei-gas.co.jp/

**maruta**

新しい物流サービスを創造していく  
service creation

**丸太運輸株式会社**

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク  
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856  
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311  
FAX (052) 871-1531  
URL http://maruta.co.jp

名古屋南区加福本通2丁目19番地  
TEL 052-611-1151



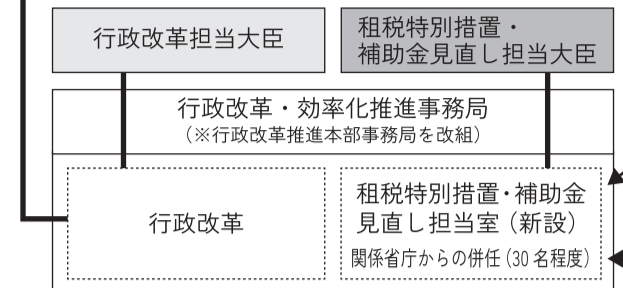
もっと自由に もっと楽しく  
日々を彩り 暮らしをデザインする

**豊島**  
▲ TOYOSHIMA  
ライフスタイル提案商社  
www.toyoshima.co.jp

租税特別措置・補助金見直し体制

行政改革推進本部

本部長：総理
副本部長：行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
本部長：他の全ての国務大臣



【財務省】主計局 主税局
【総務省】自治税務局 行政評価局

租特等見直し担当室を新設

8年度税制改正等に反映も

政府は11月25日、行政改革推進本部事務局を改組して、行政改革・効率化推進事務局を新設し、同事務局に租税特別措置・補助金見直し担当室を併設する。...

事務局と租税特別措置・補助金見直し担当室は、同連立合意の内容を実現するために設けられた。同担当室は財務省主計局、主税局と総務省自治税務局、行政評価局と協力・連携して租特や補助金の見直しを進める。...

人勤で8年4月以降も自動車通勤手当を見直し予定

非課税限度額も再度引き上げに

片道100キロ以上まで区分新設、上限も引き上げ

自動車等で通勤している人に係る通勤手当の所得税の非課税限度額引き上げを盛り込んだ所得税法施行令の改正が11月20日に施行された(11月24日号一面参照)。...

国家公務員は労働基準法7年人事院勧告では、本権が制約されている。民間企業における自動車等で通勤している人の通勤手当の支給状況が調査され、この数字をもとに公務員向けの通勤手当が引き上げられる予定。...

日本サッカー協会と税の大切さをPR

国税庁と名古屋 ガーナ戦開催の豊田スタジアムで

国税庁と名古屋国税局は11月14日、国税庁広報大使の公益財団法人日本サッカー協会(JFA)の協力により、「税を考える週間」の広報の一環として、キリンチャレンジカップ2025で...



当日は、スタジアム内に「税を考える週間」ポスターを掲出し、スタジアム大型ビジョンで政府広報動画『もしも税金がなかったら?』を放映。イベント会場内の税金ブースでは、「もっと身近に! 国税庁のデジタル情報」などのチラシと「税金うんこドリル」を配布したほか、1億円の重さ体験や税金クイズ、イータ君の缶バッジ制作など子どもから年配のサポーターまで楽しめるコンテンツが並び、多くの来場者が笑顔で税金の意義や役割を学んだ。...

ただ、同勧告では8年4月以降、公務員向けの通勤手当で片道60キロ以上について5千円刻みで100キロ以上まで新たな通勤距離の区分を設けるなどとしているものの、今回の所得税法施行令の改正にこの新たな通勤距離区分の新設等は反映されていない。...

政府は同勧告どおり給与改定を実施する方針を決定している。同勧告の内容に沿って、8年4月以降の通勤手当の引上げ等も実現するものとみられ、これに伴い同非課税限度額を定める所得税法施行令も再度改正されるとみられる。...

Advertisement for Kamimura Group, featuring Kamimura Commerce Group, Aino Paper Co., and Nippon Kogyu Co. with contact information for each company.

躍進する井原グループ 総合建設業

- 井原工業株式会社
三星道路株式会社

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川 4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

社会に貢献する 優良企業

- カミ商事グループ
カミ商事株式会社
愛媛製紙株式会社
日本興運株式会社

# 証明書の請求手続や様式を示す

## 所有不動産記録証明制度 省令案をパブコメ

令和8年2月2日に施行される所有不動産記録証明制度における、所有不動産記録証明書の交付手続や様式が示された。法務省は11月21日、同手続等を定める不動産登記規則等の一部を改正する省令案について意見募集(パブリック・コメント)を開始した。所有不動産記録証明書の交付請求では、請求人の氏名や住所、連絡先のほか(請求人が法人の場合はその代表者の氏名)、請求に係る不動産の所有権の登記名義人と請求人との関係、請求に係る不動産の登記記録を検索するために必要な所有権の登記名義人の氏名や住所などが必要となる。パブコメは12月21日まで。

現行不動産登記法の存在しない。

下において、登記記録は、土地や建物ごとに作成されており、全国が所有権の登記名義人となっているものを網羅的に抽出し、その結果を公開する仕組みは、申請の義務化に伴い、相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで、相続登記の申請に当たっての当事者の手続的負担を軽減することも

に登記漏れを防止する観点から、登記官にお

いて、特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度として、所有不動産記録証明制度が新設される。記録されている不動産がない場合は、その旨が所有不動産記録証明書に記載される。所有不動産記録証明書の交付請求が可能な者の範囲は、①自らが所有権の登記名義人として記録されている不

所有不動産記録証明書				
請求人				
資格	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人その他の一般承継人			
氏名又は名称				
住所				
検索条件				
氏名又は名称	ローマ字氏名			
住所				
会社法人等番号				
検索条件に該当する所有権の登記名義人が記録されている不動産				
番号	管轄登記所	種別	不動産所在事項及び不動産番号	登記申請用コード (要専用ソフト)

動産について証明書の交付請求が可能、②相続人その他の一般承継人は、被相続人その他の被相続人に係る証明書の範囲は、①自らが所有権の登記名義人として記録されている不

可能となっている。省令案で示された所有不動産記録証明書の様式は図のとおり(省令案で示された様式をともに作成)。

### OECD 税務長官会議を開催

江島長官らが出席  
第18回OECD税務長官会議(FTA・Forum on Tax Administration)が11月18日から20日まで、南アフリカのケープタウンで開催され、江島

一彦国税庁長官らが参加した。会合では、「タックスギャップへの対応とコンプライアンス負担の軽減」をテーマに、「デジタルトランスフォーメーションによる納税者利便性の向上」「自発的納税意欲の向上」「租税犯罪等への

### 日・アルメニア租税条約を発効へ

公文を交換  
政府は11月20日、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との

間の条約」(日・アルメニア租税条約)を発効させるための外交上の公文の交換をアルメニアの首都エレバンで行った。これにより、同条約は、今日20日(外交上の公文の交換の日)の後の30日目の日に効力を生じ、(1)課税年度に基づいて課される租税に

する規定は、(1)両国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日以後に本条約の相互協議の規定に従って申し立てられた事実、(2)両国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日の前に本条約の相互協議の規定に従って申し立てられた事実(この場合には、当該事実の未解決の事項は、同日から2年を経過するまでは、仲裁に付託されない)について適用される。

なお、同条約は、アルメニア以外の国と日本との間で適用されている現行の租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の条約)に影響することはない。

## 12月22日 東京会場とオンラインで開催

# 令和8年度税制改正勉強会

(オンライン型はアーカイブ配信あり)

令和8年度税制改正大綱について、自民党税制調査会や各部会での議論などを基に、最新情報を提供し、改正項目の詳細について解説いたします。本セミナーは、東京で開催する会場型とオンライン型のどちらかを選択することができます。なお、オンライン型はアーカイブ配信を視聴することができますが、会場型はアーカイブ配信を視聴できません。

日時 2025年12月22日(月) 13:00~16:30

### 受講方法 【会場型】

アルカディア市ヶ谷  
住所：東京都千代田区九段北4-2-25  
交通：JR中央線(各駅停車)市ヶ谷駅から徒歩2分  
東京メトロ有楽町線・南北線・都営新宿線市ヶ谷駅(A1-1)出口から徒歩2分

### 【オンライン型】

ライブ配信と後日提供するアーカイブ配信の両方を視聴できます。  
(アーカイブ配信期間)  
2025年12月26日~2026年1月16日

講師 税理士・中村 慈美(なかむら・よしみ)氏  
税理士・松岡 章夫(まつおか・あきお)氏  
税理士・秋山 友宏(あきやま・ともひろ)氏  
税理士・渡邊 正則(わたなべ・まさのり)氏

受講料 1名につき15,000円  
(税込・テキスト代を含む)  
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



情報交換及び徴収補助に関する規定は、対象となる租税が課される日又はその課税年度にかかわらず、今日20日から適用される。また、仲裁制度に関する規定は、(1)両国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日以後に本条約の相互協議の規定に従って申し立てられた事実、(2)両国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日の前に本条約の相互協議の規定に従って申し立てられた事実(この場合には、当該事実の未解決の事項は、同日から2年を経過するまでは、仲裁に付託されない)について適用される。

## 企業の発展と社会の繁栄に貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約11万社、全国では約70万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

一般社団法人 **東京法人会連合会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL03-3357-0771  
<https://www.tohoren.or.jp>



## 従業員の退職金準備に「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。

TKK 公益財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL03-3357-1641  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>





(納税貯蓄組合の愛称)

主催：全国納税貯蓄組合連合会、国税庁

# 令和7年度 第59回中学生の「税についての作文」入選作

## 「納税」という名の優しさ

福岡市立春吉中学校3年 内海 璃子

私の妹は小学六年生で、ミュージカル俳優になるという大きな夢に向かって、毎日レッスンや自主練習に励んでいる。鏡の前で、心の底から楽しんで踊る姿は、私の自慢だ。そして、そのそばで彼女の夢を支えるのは耳に付いた小さな機械である。妹は、十万人に一人と言われる「両耳外耳道閉鎖症」という障害を持ち、音が聞こえない状態で生まれた。私たちが当たり前前に聞いている音が、生まれてすぐの妹にはほとんど届かない状態だったのだ。当時三歳だった私には、そのこ

とがはっきりと理解できる。それから、妹はあらたわけではなかったが、今までは様子の違う両親の姿から、幼いながらに状況を感知取り、不安を覚えた。そんな中、妹が生後六ヶ月の時、私たちが家族に希望の光が差した。それは、骨の振動で音を伝える「骨伝導補聴器」だ。この機械を装着すれば健常者と何ら遜色なく音を聞き取り、発語ができるようになるのである。初めて鮮明な音を聞いた妹の輝いた目は、私たち家族の記憶に強く残っている。

ただ、妹の夢を支えるこの補聴器は非常に高価で、私たち家族だけでは到底手が届かないものだった。それを支えてくれたのが、国からの助成金制度だ。そして、そのお金が国民の皆さんが納めた「税金」だと知った時、私ははっとした。教科書の中

## 内閣総理大臣賞

この気づきをきっかけに、私は自分の周りを見渡した。毎日通う中学校の校舎、新しい教科書、帰り道を照らす街灯。当たり前だと思っていた日常は、多くの税金のおかげで成り立っていたのだと気づいた。私たちは社会からたくさんのお金を与えられ、生かされている。そして大人になった時、納税という形で社会

に恩返しをしていくのだ。その循環こそが、この社会を動かしていくのだと知った。

妹を支えてくれる税金は、見知らぬ誰かの「納税」という名の優しさだ。その優しさを受け取った妹は、いつか舞台の上から、たくさんの人に感謝や勇気を与えること、その恩を返していくのだと思う。

納税はただの義務ではない。それは、誰かの夢を応援し、未来への希望をつなぐためのエールだ。私もいつかこの社会の一員として、誰かの背中をそっと押してあげられる大人になりたい。妹の輝く笑顔が、この社会の優しさに守られていることに心から感謝しながら、私はその日を心待ちにしている。

## 「税金が照らす夢のスタートライン」

大阪教育大学附属平野中学校3年 森谷 環

私は小学生の頃から、ものづくり分野に興味があった。しかし、周りには同じようにものづくりが好きな女の子はほとんどおらず、それらを好きだということどこか遠慮している自分がいた。

中学生になって、私は「STEM教育」という言葉が響いた。理系女性人材育成」というテーマで探求活動を行っている。そして来年、スウェーデンに留学しようと考えている。スウェーデンは、教育とジェンダー平等の先進国であり、社会全体で性別に関係な

く、誰もが自由に進路を選択できる国だからだ。私はそのような国で、理系進路を望む女性を応援するきっかけの場を提供するための知見を得たいと思慮している自分がいた。

この留学を後押ししてくれているのが、「トビタテ！留学JAPAN」という留学支援制度だ。奨学金は主に民間の寄附によって成り立っているが、制度の運営や研修などは文科省、つまり税金によって支えられている。誰か

## 総務大臣賞

世の中には、自分の力だけではどうしても届かない場所がある。学費や家庭の事情、地域差。そんな壁を乗り越えるために、税金が果たしている役割はとても大きい。例えば、トビタテ！留学JAPANのような給付型奨学金は、経済的な理由で留学や進学を諦めざるを得ない若者の背中を押す。科学館や市立図書館は、誰でも利用できる

学びの場として、知る喜びを平等に届けてくれる。私は、道路や建物などの見えるものだけでなく、未来の可能性という見えないものも静かに支えているのが税金だと考える。

税金というと、「取られるもの」であり、「誰かのためのお金」というイメージが先行しがちだ。しかし、私は税金について、一人ではできないことをみんなで実現するための素晴らしい仕組みだと思ふ。誰かが納めた税金が、誰かの人生を変える。私が今、留学に挑戦しようとするのも、誰かが納めた税金と憧れの心に成り立っている。その思いがなければ、私は留学という夢のスタートラインに立つ

## 「ボクは税金今日もどこかで」

甲府市立東中学校1年 深澤 昂

僕は、税金の立場や役割をより深く知るために税金視点で考えてみた。ボクは税金。ボクは時々きらわれることもある。「なんでこんなに取られるんだ」「税金がむだに使われている」「そんな声をきくたび少し悲しい気がする。でもボクは、毎日みんなを支えている。ボクは「支え合い」の力持ちなんだ。

朝、みんなが登校して教室や先生の給料。実は、その多くがボクの力でまかなわれているんだ。他にも道の整備、警察や消防書時の復旧や避難所の設置も、実はボクが支えているんだ。ボクはいろいろな所でたくさんの人々を支えているんだよ。でもこんな声もある。「税金って、どこに使われているかわからない」「たしかに、見えない存在かもしれない。でもボクは誰かのために使われている。一人ひとりが出してくれたお金が集まり、多くの人が暮らして守る力になっているんだ。

例えば突然の地震や台風が起きたとき。壊れた道路や建物の修復、避難所の設備被災者の支援。みんなの力が集まったボクだからこそ、すぐに動ける。

ボクは、主に働く人たちから集められる。なので、特に社会人からは厳しい目で見られることもある。けれど、自分の家族や大切な人を守るために、ボクが使われていると気づいてもらえるとうれしい。

もちろんボクはがんばりたくない。むだに使われてしまうこともあるし、疑問を持たれることもある。だからボクは「信頼」で成り立っている。どれだけ集められても、正しく使わなければ意味がない。だからボクが信頼される存在でいるために、みんなの目が必要なんだ。「みんなの目」とは、「関心、注

目、監視」のことを意味しているよ。もっと若い世代の人々にも、ボクのことを知ってほしいと思っている。ボクは大人だけの話ではない。これから社会をつくっていく中高生がもっとボクについて考えることが未来を支える力になる。

ボクは税金。見えにくいけど、みんなの生活の中にいつもいる。誰もが笑って暮らせるように、ボクは今日もどこかで支えている。

今、これを読んでいるあなた。ボクにどのような感情をいただきましたか？これを読んでもう一度税金について考え、よりよい税金の使われ方、よりよい未来になればうれしい。

## 財務大臣賞

津市は交通網の整備や子育て支援、公園の整備など、都市の発展と住みやすさを両立できる施策（環境費削減費）に力を入れていた。今回調べるべきこととなった図書館や学校に係る費用は教育費に分類され両市共に全体の約一割の予算だった。細かく見ると、学校図書購入年間予算は、大分市は中学校一校あたり約九十八万円に対し、木更津市は約三十八万円であった。大きな差があり驚いたが、さらに調べていくと、子供の医療費や給食費などの補助は木更津市のほうが充実していることが分かった。

## 図書館の本が教えてくれたこと

千葉・木更津市立太田中学校1年 佐藤こはる

私は三年前に大分県大分市から千葉県木更津市に引っ越してきた。以前の家の近くには大きな図書館がふたつあり、学校の図書室もたくさんあった。読書が大好きで図書館へ行くことが私の楽しみだった。木更津市の図書館も楽しみにしていたが、行ってみると市立図書館は小さく、学校の図書室の本も少なく、正直がっかりした。そんな私に母が「人口も違うしね。税金が少ないから、税金の使われ方が違うのだからね。」と言った。

今回作文を書くにあたり母の言葉を思い出し、税

取や税金の使われ方を調べることになった。税金と聞いて、私は消費税しか思い浮かばなかったが、日本には所得税や住民税、法人税など四十六種類の税金があり、それが国や地方自治体の収入となる。大分市と木更津市の税金を調べてみると、大分市は人口が多く、観光業やサービス業などが盛んなため個人市民税や消費関連の税金が多い傾向があった。一方、木更津市は商業施設や工業団地の発展より、法人市民

税など企業からの税金が重要となっていた。税金の種類の多さや市によって収入の内訳が違うことを理解した。

次に、税金の使われ方について調べた。税金は市民のためにさまざまな形で使われている。両市共に全体の四割以上を生産費（子育て支援や高齢者福祉、生活保護などに係るお金）が占めていた。大分市は観光インフラや公共施設、伝統文化の維持に力を入れている。他、高齢化社会に対応した福祉政策にも税金が多投じられていた。木更

津市は交通網の整備や子育て支援、公園の整備など、都市の発展と住みやすさを両立できる施策（環境費削減費）に力を入れていた。今回調べるべきこととなった図書館や学校に係る費用は教育費に分類され両市共に全体の約一割の予算だった。細かく見ると、学校図書購入年間予算は、大分市は中学校一校あたり約九十八万円に対し、木更津市は約三十八万円であった。大きな差があり驚いたが、さらに調べていくと、子供の医療費や給食費などの補助は木更津市のほうが充実していることが分かった。

今回調べてみて、人口や産業によって税金の内訳や使われ方が都市ごとに違っていることが分かった。それぞれ抱える課

## 文部科学大臣賞

津市は交通網の整備や子育て支援、公園の整備など、都市の発展と住みやすさを両立できる施策（環境費削減費）に力を入れていた。今回調べるべきこととなった図書館や学校に係る費用は教育費に分類され両市共に全体の約一割の予算だった。細かく見ると、学校図書購入年間予算は、大分市は中学校一校あたり約九十八万円に対し、木更津市は約三十八万円であった。大きな差があり驚いたが、さらに調べていくと、子供の医療費や給食費などの補助は木更津市のほうが充実していることが分かった。

今回調べてみて、人口や産業によって税金の内訳や使われ方が都市ごとに違っていることが分かった。それぞれ抱える課



# 「税って何色？」

広島・学校法人安田学園安田女子中学校3年 福島 果歩

「税って、何色だと思  
う？」  
この問いに多くの人は  
「灰色」や「黒っぽい」  
と答えるのではないだろ  
うか。それは税に対する  
「難しそう」、「堅苦し  
そう」、「よくわからな  
い」などのイメージから  
きているのではないだろ  
うか。しかし、学んでみ  
ると、実はもっとたくさ  
んの「色」があることに  
気づく。

税のある景色には、い  
ろんな色があった。一番  
ロジックにも「オレン

## 全国納税貯蓄組合連合会会長賞

分かりますのは「赤」。  
命を守るための消防車や  
救急のサービスも税  
によって動いてい  
る。「緑」も分か  
りやすいのではないだ  
ろうか。「ゴミの収集  
や環境整備などの工  
コ活動も税によって  
動いている。他の色  
も探してみよう。例  
えば「オレンジ」。  
オレンジは防災対策  
や地域の支援が浮か  
ぶ。世界初の津波防災  
プロジェクトにも「オレ  
ン

「オレン  
ジ」が連想さ  
れるのではないだろ  
うか。災害時のニュー  
スでみる救護隊もオレ  
ンジの服を身に着け、  
私たちに一番身近な、  
学校教育は希望の光の  
ような「黄色」。ここ  
にも税は使われてい  
る。このように、少し  
見方を変えるだけで、  
色鮮やかになる。

# 未来に納める

福井・永平寺町松岡中学校3年 林 愛子

私は毎年のように祖父  
が山で掘ったタケノコを  
いろいろな料理で食べさ  
せてもらっている。今年  
の春は、その山で私も家  
族と一緒にタケノコを探  
してみたが、なかなか  
まく見つけられない。そ  
の山は祖父が定期的に山  
に入って草を刈ったり、  
枝を切っているのだ、な  
んとか歩けるのだが、少  
し先に見える森は太くて  
立派な木がたくさん生え  
ており、とても歩けそう  
な場所ではない。かわい  
い鳥の声は聞こえるが、

虫がたくさんいて正直早  
く帰りたいと思った。人  
が入らないところは誰が  
管理しているのだろ  
うか。

税金について調べ  
ようと思った時に、  
最近新しい税金が始  
まった事を知った。  
「森林環境税」とい  
うものらしい。森林  
が持つ役割はいくつ  
かあるそうだ。温室  
効果ガスの吸収によ  
る地球温暖化の抑  
制、洪水や土砂災害の防  
止、生物多様性の保全な  
り、側溝の土砂上げ、草

## 大蔵財務協会理事長賞

様々な役割がある。  
最近ではニュースで集中豪  
雨や台風による水害が全  
国各地で起きているの  
をよく見かける。日本  
中どこでも起きている  
本当に怖いと思う。防  
災という点でも森林は  
大事な役割を持っている  
そうだ。

私が住んでいる永平  
寺町の森林環境税がど  
のように使われている  
のかをホームページで  
調べてみた。自治会に  
ある林道の維持管理とし  
て、側溝の土砂上げ、草

私たちが今、生きてい  
る、与えてもらっている  
のは「色のある未来」だ。  
しかし、これからは「知  
ること」で、自分も色を  
選び、重ねていく立場に  
なる。歳を重ね、私たち  
が与える立場になると  
き、この世界が、未来が  
「オレンジ」が連想さ  
れるのではないだろ  
うか。災害時のニュー  
スでみる救護隊もオレ  
ンジの服を身に着け、  
私たちに一番身近な、  
学校教育は希望の光の  
ような「黄色」。ここ  
にも税は使われてい  
る。このように、少し  
見方を変えるだけで、  
色鮮やかになる。

# 歯医者で思ったこと

愛媛 大洲市立長浜中学校2年 徳山 慶介

僕は、最近歯医者に通  
っている。そして、ある  
ことに気付いた。  
「お金払っていないな。」  
と。そこでふと疑問に思  
った。僕の歯医者代は、  
どうなっているのだろ  
うか。そこで、歯医者代に  
ついて、母に聞いてみた。  
すると、「全部税金だよ。  
つまり大洲市の皆さんが  
払ってくれているんだ  
よ。」

僕が、最近歯医者に通  
っている。そして、ある  
ことに気付いた。  
「お金払っていないな。」  
と。そこでふと疑問に思  
った。僕の歯医者代は、  
どうなっているのだろ  
うか。そこで、歯医者代に  
ついて、母に聞いてみた。  
すると、「全部税金だよ。  
つまり大洲市の皆さんが  
払ってくれているんだ  
よ。」

## 日本税理士会連合会会長賞

僕が、最近歯医者に通  
っている。そして、ある  
ことに気付いた。  
「お金払っていないな。」  
と。そこでふと疑問に思  
った。僕の歯医者代は、  
どうなっているのだろ  
うか。そこで、歯医者代に  
ついて、母に聞いてみた。  
すると、「全部税金だよ。  
つまり大洲市の皆さんが  
払ってくれているんだ  
よ。」

僕が、最近歯医者に通  
っている。そして、ある  
ことに気付いた。  
「お金払っていないな。」  
と。そこでふと疑問に思  
った。僕の歯医者代は、  
どうなっているのだろ  
うか。そこで、歯医者代に  
ついて、母に聞いてみた。  
すると、「全部税金だよ。  
つまり大洲市の皆さんが  
払ってくれているんだ  
よ。」

# 幸せをつなぐ輪

沖縄市立山内中学校3年 金城みのり

私が税を身近に感じた  
のは、最近体に赤い発疹  
ができていたときだ。か  
ゆみがなかったので、「病  
院に行くほどでもないか  
な」と思っていたけれど、  
お母さんにすすめられて  
受診した。診察も薬もす  
べて無料だったので驚い  
た。これは税金で医療費  
が支えられているからだ  
と知り、ありがたさと感  
じました。もし、お金がか  
かっていたら行かなかった  
かもしれない。でも、税  
金のおかげで気軽に安心  
して病院に行けることを  
実感した。

私が税を身近に感じた  
のは、最近体に赤い発疹  
ができていたときだ。か  
ゆみがなかったので、「病  
院に行くほどでもないか  
な」と思っていたけれど、  
お母さんにすすめられて  
受診した。診察も薬もす  
べて無料だったので驚い  
た。これは税金で医療費  
が支えられているからだ  
と知り、ありがたさと感  
じました。もし、お金がか  
かっていたら行かなかった  
かもしれない。でも、税  
金のおかげで気軽に安心  
して病院に行けることを  
実感した。

## 全国法人会総連合会会長賞

一つ目は税を扱う人。  
税が正しく収められてい  
るかチェックを行う税  
務署の職員。計算して  
市民に通知、徴収す  
る市役所や町役場の税  
務課職員。税制を企画、  
運営をする国税庁や地  
方自治体の職員。企業  
や個人が正しく税金を  
申告できるようにお手  
伝いをする税理士。二  
つ目は税金を活用する  
人。どこにどう税金を  
使うか予算を配分する  
市や県の行政職員。給  
料が税金で支払われて  
いるのか。私は「どんな  
人たちが税に関わって  
いるのか」を調べてみるこ  
とにした。

一つ目は税を扱う人。  
税が正しく収められてい  
るかチェックを行う税  
務署の職員。計算して  
市民に通知、徴収す  
る市役所や町役場の税  
務課職員。税制を企画、  
運営をする国税庁や地  
方自治体の職員。企業  
や個人が正しく税金を  
申告できるようにお手  
伝いをする税理士。二  
つ目は税金を活用する  
人。どこにどう税金を  
使うか予算を配分する  
市や県の行政職員。給  
料が税金で支払われて  
いるのか。私は「どんな  
人たちが税に関わって  
いるのか」を調べてみるこ  
とにした。

三つ目は納める人。給料  
から税金を納めている働  
く人たち。消費税を通し  
て税金を負担している買  
い物をする私たち。利益  
に応じて法人税を納める  
企業の方々。

つまり、税には「集め  
る人」「使う人」「納め  
る人」と多くの人たちが  
関わっている。つまり、  
つなげ、広がり、めぐ  
り、みんなの幸せの「輪」  
となっている。この「輪」  
があるからこそ今の生活  
が続いているのだと思  
う。作文を書きながら、  
私は「いつもありがた  
い」という感謝の気持ちが湧  
いてきた。

私はまだ中学生なので  
税を払うなど直接関わっ  
てはいない。けれど、こ  
の「輪」を崩さないため  
に関心をもち、税を無駄

# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

69

子や孫に対し、贈与税の年間の非課税枠を利用して、彼(彼女)らの名義で年110万円ずつ預金しておくことは、よくあることである。そして、その贈与をした人が死亡し、子や孫名義の預金(名義預金)が相続財産に該当するかどうか相続税の課税問題になることがある。

この場合、民法では、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」(民法549)と定めているので、前述のような名義預金についても、子や孫が預金してもらっていることを承知していれば、贈与契約が成立するので、名義預金として課税問題にされることもないと考えられる。

また、民法550条は、「書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができ。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。」と定めている。この場合、贈与契約書がないと、「贈与」の事実が不明であるとして、その名義預金も相続財産に該当すると認定されることもある。子や孫の名義で預金したこと自体、贈与の「履行」が終わったと解することもできる。

いずれにしても、名義預金が相続財産に該当するかどうかは、相続税の税務調査においてよく問題にされることがあり、法廷においてもよく争われることになる。このような名義預金の帰属については、実質課税の原則を基に判断されることになろうが、最近の裁判例では、次のような判断基準が示されることが多い(札幌地裁平成26年7月30日判決、東京地裁平成30年4月24日判決等参照)。

「被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において、被相続人に帰属するものであったといえるか否かは、当該財産又はその取得原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と

当該財産の名義人並びに当該財産を管理及び運用する者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。」

かくして、子や孫に対して、年110万円ずつ預金することから生じる名義預金については、その出捐者は明らかであるから、「当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者」が最も問題になってくる。

この場合、預金する者が独断で子や孫の名義を利用して預金し、その預金の管理・運用も自由に行っていたら、そもそも「贈与」の事実がないものと考えられるので、その名義預金が相続財産と認定されることは当然であると言える。

しかし、子や孫が管理している預金通帳に毎年110万円ずつ入金(預金)する方法をとれば、子や孫も贈与の事実を認識できるところ、預金者がその通帳等を認識できるであろうし、預金者がその通帳等を管理しないわけであるから、名義預金として課税されることもないと考えられる。また、その孫等が幼少で通帳等の管理ができない場合には、その親権者が管理する方法も必要であると考えられる。

もっとも、このような方法のみでは名義預金として課税される可能性があるとして、110万円の入金の都度「贈与契約書」を作成する方法もとられる場合もあるが、それが贈与の証拠として十分な条件であるとしても、必要な条件であるとも考えられない。

さらに、昔間、子や孫に対する贈与については、110万円贈与し、納税額1000円の贈与税の申告書を提出しておけば、名義預金として相続税を課税されることはない旨の話を聞くことがあるが、果してそこまでやる必要があるか否かは疑問である。

ともあれ、子や孫に対する年110万円の贈与は、子や孫の将来を思う愛情の証しでもあるのであるが、そこに無粋な税金がからむことにやれやれと思うこともある。もっとも「110万円」という金額自体が、税金からの発想であることを考えると、その預金(贈与)自体が無粋なことであるのかも知れない。まあ、あの世まで、税金がついてくるといふことか。

## 名義預金

## 所得税 必要経費を考える

基本講座

■税理士 日高 大開

9

### 必要経費の要件(2)

確かに結果だけを見ると、Dを雇って妻Bを事業に専従させた方が利益は多くなり、それに伴って税負担も増えるわけですから、「Dの給与を必要経費に算入することに問題があるのか」という指摘も分からなくもありません。しかし、こうした問題を解決するために、所得税法第37条第1項は必要経費に該当するための要件を規定しているのです。

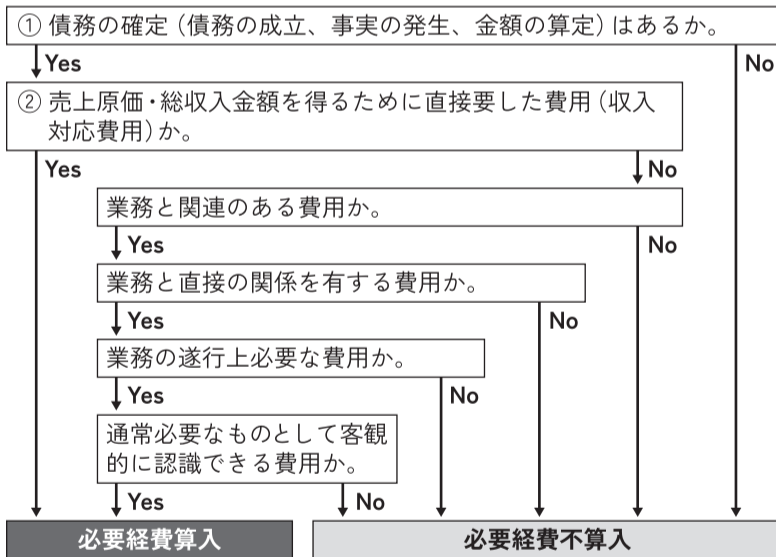
収入対応費用の多くは、収入を得るために支出したことが客観的にも明らかですから、その是非が顕在化することは多くはありません。しかし、期間対応費用は、収入との関係が間接的な結びつきしかなく、直ちに業務との関連性を肯定することができないため、時折、争点化する場面がありますので注意が必要です。

この点に関し、裁判例や判決の多くは、「所得税法第37条第1項に規定する『販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用』とは、当該業務の遂行上生じた費用、すなわち業務と関連のある費用をいい、ある費用が必要経費に当たるといえるためには、単に業務と関連があるというだけでなく、客観的にみてその費用が業務と直接の関係を有

し、かつ、業務の遂行上必要なものに限られ、また、業務の遂行上必要なものというためには、その者の主観的な判断のみによるべきではなく、通常必要なものとして客観的に認識できるものでなければならない」旨を示しています。

したがって、必要経費の判定に当たっては、その費用の業務関連性、直接必要性、業務遂行性及び通常客観性の有無を検討すべきものと考えます。

### 所得税法第37条第1項に規定する必要経費判定フロー



## 収入対応費用は必要経費性が客観的に明らか 期間対応費用には業務にかかわる四つの性質あり

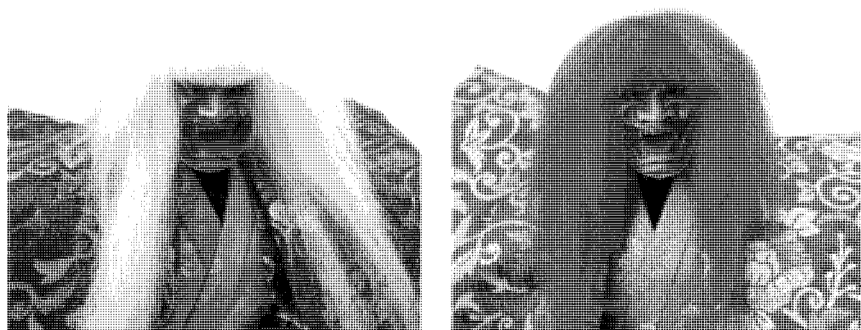
「作り手の心」  
「飲む楽しさ 食べる喜び」  
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。  
そのすべてをサポートします。



酒類・食品総合卸  
**コンタツ株式会社**

東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321  
https://www.kontatsu.co.jp  
https://www.issyusouden.com/



江戸時代の人形専門家

# 人形の久月

本店: 東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511  
支店: 大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/箕面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 **生徒募集中** TEL. 03(5687)5180

# 裁決事例集

265

## 裁決のポイント

事業者が吸収合併に係る合併法人である場合において、簡易課税の適用判定の際に用いる基準期間における課税売上高として、被合併法人分基準期間課税売上高を用いるという特段の規定は設けられていないなどとした事例。

審査請求人が、消費税等の確定申告において、本則課税により控除対象仕入税額を算定したところ、原処分庁が、請求人は簡易課税制度選択届出書を提出しており、かつ、基準期間における課税売上高が5000万円以下であることから、簡易課税を適用して控除対象仕入税額を算定すべきであるとして更正処分等をしたのに対し、請求人が、被合併法人の当該請求人の基準期間に対応する期間における課税売上高として計算した金額は5000万円を超えているから本則課税が適用されるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人は簡易課税が適用されるとして処分は適法であるとした(令和6年12月9日付、非公開裁決)。

## 基礎事実等

請求人は、コンピュータシステムのコンサルティング事業等を営むことを目的とする法人。

請求人は、平成30年5月31日、原処分庁に対し、消費税及び地方消費税について、適用開始課税期間を31年4月1日から令和2年3月31日までとする「消費税簡易課税制度選択届出書」(本件簡易課税制度選択届出書)を提出した。

請求人は、2年4月1日を吸収合併の効力発生日として、請求人を合併法人、

編集部編

## 合併法人の簡易課税判定、被合併法人分基準期間課税売上高を用いる規定なし

A、B、C及びDを被合併法人とする吸収合併を行った。

請求人は、2年4月1日から3年3月31日までの課税期間(本件課税期間)の消費税等について、本則課税により控除対象仕入税額を算定した上で、法定申告期限までに申告した。

原処分庁は、原処分庁所属の調査担当職員の実地調査に基づき、5年4月26日付で、本件課税期間の消費税等について消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。調査担当職員は、更正処分に先立ち、5年4月6日、請求人の税務代理人に対して、調査結果の内容の説明を行い、本件課税期間の消費税等の控除対象仕入税額について簡易課税を適用して再計算をすべき旨等を伝えた。

争点は、本件課税期間において、請求人には簡易課税が適用されるか否か。

### 原処分庁の主張

①簡易課税制度選択届出書を提出した事業者に対して、消費税法第37条(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)第1項の規定が適用されるか否かは、あくまで、「事業者つまり請求人のその基準期間における課税売上高が5000万円以下であるか否かによって判定すること」は、条文の規定からも明らかである。請求人は、本件簡易課税制度選択届出書を原処分庁に提出し、かつ、請求人の基準期間における課税売上高は5000万円以下であることから、同法第37条第1項の適用要件を満たしている。

②同法第37条第1項柱書の括弧書は、同条が適用される事業者は、「第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く」と規定しているところ、請求人は、同法第11条(合併があった場合の納税義務の免除の特例)第1項の規定により同法第9条(小規模事業者に係る納税義務の免除)第1項本文の規定が適用されず、同項本文にいう「消費税を納める義務が免除される事業者」には該当しない。したがって、請求人は、同法第37条第1項柱書の括弧

書に規定する事業者に該当しない。

### 請求人の主張

①被合併法人の合併法人の当該合併があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として計算した金額(被合併法人分基準期間課税売上高)を考慮すると、基準期間における課税売上高は5000万円を超えることとなることから、同法第37条第1項の適用要件を満たさない。

②請求人の基準期間における課税売上高は1000万円以下であり、同法第11条第1項の規定によって消費税を納める義務は免除されないものの、同法第9条第1項本文の規定によれば「消費税を納める義務が免除される事業者」に該当するのであるから、同法第37条第1項柱書の括弧書に規定する事業者に該当し、簡易課税は適用されない。

### 審判所の判断

①同法第37条第1項の規定の適用上、事業者が吸収合併に係る合併法人である場合において、当該事業者に吸収合併に係る被合併法人が含まれる旨の規定や、簡易課税の適用の判定の際に用いる基準期間における課税売上高として、被合併法人分基準期間課税売上高を用いるという特段の規定は設けられておらず、基準期間における課税売上高が5000万円を超えるか否かの判定は、合併法人である事業者の基準期間における課税売上高によるべきである。

②同法第11条第1項は、同項の規定が適用される場合には同法第9条第1項本文の規定は適用しない旨規定しているものであるから、同法第11条第1項の規定が適用されたのであれば、同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に該当する余地がないのは文理解上明らかである。請求人は、簡易課税制度選択届出書を提出しており、基準期間における課税売上高が5000万円以下であることから、簡易課税が適用される。

## 注目の二冊

### 図解 所得税

(令和7年版)

百武 寛泰 編

令和7年度税制改正における特定親族特別控除については特定親族の範囲、控除額、手続等を収録したほか、物価高を踏まえた給与所得控除、基礎控除の改正を織り込み解説。

また、30億円を超える極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置、賃上げ税制の抜本改正といった令和6年度改正のうち令和7年適用開始分についても新たに解説。

青色申告などを解説した「所得税の基礎事項」をはじめ、「所得の金額の計算」「各種所得の金額の計算」「所得の金額の総合と損益通算」「所得控除」通常の税額計算や税額控除などを解説した「税額の計算」「確定申告と納税等」「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」「新型コロナウイルス感染症等に係る税制上の措置」「復興特別所得税」「源泉徴収制度の概要」など、全12章で構成。巻末には、「令和7年分所得税の税額表」「耐用年数表」などを収録。

所得税に関する基本的事項を図表やフローチャートを用いて体系的に解説し、研修教材としても最適。

B5判、672ページ。定価3630円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



いつの時代にも  
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業

吉村建設工業株式会社

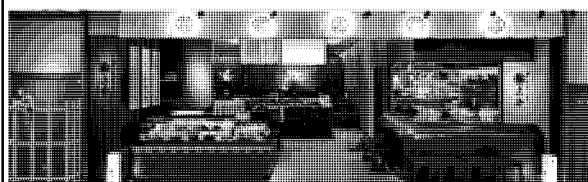
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135  
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359  
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】  
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41  
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317  
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》  
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



窯焼き立てごはん 土井

大原本店・京都駅八条口店・祇園店



# NIPPLA

各種切断砥石



## 日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

# ふるさと納税 コロケな返礼品を探る

■編集部編 9

北海道音更町は、北海道の東部、十勝平野のほぼ中央にある。

南は十勝川をへだてて帯広市および幕別町に、北は士幌町、西は鹿追町、芽室町、東は池田町に接しほぼ平坦な地形で、恵まれた水利により土壌が肥沃であることと年間の日照時間も長いことなど、農業経営を行う上での地形的・気候的条件に恵まれている。

この恵まれた諸条件を生かし、約2万3000畝の広大な農地で専業農家を主体に約600戸の農家が、小麦、豆類、てん菜、馬鈴薯を基幹として野菜、稲作、酪農および肉用牛を中心に、大型農業機械による大規模土地利用型農業を展開している。

音更町は、そんな豊かな自然で育った十勝の野菜や豆、小麦などの未使用部分を活用し、リサイクル古紙で作った“やさいくるペーパー”を使った名刺を、ふるさと納税の返礼品として提供している。

「食べるだけではない、十勝・農業の新しい価値を

## 十勝の野菜を活用したアップサイクル名刺

北海道音更町 食べるだけでない農業の新しい価値を

「生ま出す」をモットーとし、身近にいる生産者と直接つながり、農業大国ならではのアップサイクル名刺を作成。一枚一枚手漉きで丁寧に制作し、葉っぱや豆など漉き込んだ素材の入り具合によって表情が一つひとつ異なる、同じものが二つとないオンリーワンの名刺だ。

寄附金額は2万7000円。名刺のサイズは横91mm×縦52mmと一般的な名刺サイズより少し小さめで、印刷は片面、黒一色、枚数は30枚となっている。

申込みから制作の流れを見ると、寄附申込完了後に名刺制作担当者から寄附者へ直接連絡があり、下記の工程へと進む。

- (1)やさいくるペーパーの種類 (①にんじんの葉、②とうきびのヒゲ、③大豆・黒豆・小豆mix、④大豆の葉) を選ぶ
- (2)デザインを選ぶ
- (3)印刷内容を打合せして詳細を決定、打合せ内容を元にレイアウトを作成
- (4)デザイン確定後、版の発注・紙の制作、印刷申込みから、約1カ月程度で名刺が届く。

大事な人やどうしても覚えてほしい人との名刺交換のときに、「これは何ですか?」とその後の会話のきっかけにつながる名刺として活躍しそうだ。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度のたばこ税等の課税標準数量(本数換算)になります。

答え =  A,  B,  C,  D 億円

ナンプレの予想難易度: 6

1	8		7	4		3		5
	2					1		
		D	6	1		7	B	
			4		7	9		
9	5			8			2	7
		C	4	9	3			A
			8		7	4		
			9				7	
7	2		3	9		1	8	

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 12月7日(日)

前回の答え  2  6 億円

# データで見る 税務争訟

■税理士 柳谷 憲司

9

判決までの期間・上訴率

今回は、第一審と控訴審で判決がでるまでの期間と上訴率に関するデータをみてみたいと思います。

(判決までの期間)

下の表は、国税庁に開示請求して入手した「課税関係訴訟事件一覧表」から、判決までの期間(提訴から判決までの期間)を集計したものです。

第一審は判決があったものが595件確認でき、それらの判決までの平均期間は680日(約1年11か月)でした。判決までの期間が最も長い事件は、推計課税

に関する事件で3184日(約8年8か月、神戸地判平成30年11月14日)、続いて、移転価格税制に関する事件が2450日(約6年8か月、東京地判令和7年6月10日)、3番目が推計課税に関する事件で2003日(約5年6か月、岡山地判令和2年6月30日)であり、推計課税や移転価格税制に関する事件に長期化の傾向が見られます。他方、判決までの期間が最も短い事件は22日でしたが、訴えの利益の有無や出訴期間経過後の提訴の妥当性、不服申立て前置を経っていない提訴の妥当性、国家賠償を争点とする事件が多くなって

## 第一審の判決までの平均期間は680日

### 判決がでるまでの期間と上訴率のデータを分析

期間	第一審	控訴審
0~3か月	2	1
4~6か月	12	108
7~9か月	29	181
10~12か月	58	62
13~15か月	64	17
16~18か月	77	6
19~21か月	62	5
22~24か月	61	5
25~27か月	66	4
28~30か月	24	1
31~33か月	48	1
34~36か月	15	0
37~39か月	17	0
40~42か月	18	0
43~45か月	16	0
46~48か月	7	0
49か月以上	19	0
合計	595	391

います。また、それらの事件は、結果的に見ると、却下になっていたり弁護士を付けない本人訴訟が多いように見えます。

控訴審で判決があったものについては391件確認でき、判決までの平均期間は248日(約8か月)でした。控訴審は、第一審での主張や証拠、判決をベースとして審理が行われることから、第一審に比べると判決までの期間が短くなっています。なお、控訴審は1回の期日で結審すること

が少なくないですが、1回で結審して結論が逆になった事件もあります(筆者が知っている事件として、破産会社における過払金返還債権の確定を理由とする更正の請求の可否が争点となった大阪高判平成30年10月19日、相続税の総額6項の適用が争点になった東京高判令和7年6月19日)。

のうちに上告・上告受理申立てしたものは243件(上訴率62・15%)確認できました。2つの上訴率の差6・5%が有意であると考えれば、控訴するのに比べて最高裁に上告できるのは憲法違反や裁判所の手続に重大な瑕疵がある場合に限られること、上告受理申立てが受理されるのも「法令の解釈に関する重要な事項を含む」場合とハードルが高くなっていること、訴訟費用が増加することが理由として考えられます。

# 真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23  
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

# キャッシュレス納付推進 活動状況を報告

## 新潟県下の関係機関 共同宣言から1年

新潟県納税貯蓄組合 総連合会(樽敏朗会長)と新潟県税務署(伏木生祐子署長)は10月30日、昨年10月31日に発信した「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言」から1年間のプロジェクトの活動状況等の報告会を新潟市中央区の第四北越銀行会議室で開催した。写真。



当日は、関東信越国税局、新潟県、日本銀行新潟支店、関東財務局新潟事務所、新潟県法人会連合会、関東信越税理士会新潟県支部連合会会長、新潟県銀行協会をはじめ、25の金融機関、県内の税務署長、新潟県並び

に税務関係8団体の関係者など56機関、約80人が出席。

プロジェクト報告会では、「より多くの方々がキャッシュレス納付の恩恵を享受し、社会全体のデジタル化が実現できるよう、また、持続可能な地域社会の実現を図るため、新潟県下のキャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくこと」の共同宣言を再確認した後、定期的に開催しているプロジェクトでの協議状況

## DXフェアにブースを出展

高松国税局はこのほど、かがわ情報化推進協議会が主催する「かがわDXフェア2025」にブースを出展した。写真。

をはじめ、各関係機関から取り組んでいる各種施策の取組状況などが発表され、共同宣言者と意見交換等を行った。

同日出展ブースでは、税務行政のDX推進の一環として、「キャッシュレス納付体験コーナー」やマイナンバー連携の利便性等をPRした。体験コーナーを利用した方からは「難しいと思っていたが、使ってみて便利だと感じた」といった感想が寄せられた。

## 札幌中署の佐藤署長が講演

### 札幌中法人会 税を考える週間で

公益社団法人札幌中法人会(高橋洋康会長)は11月5日、税を考える週間行事の一環として、札幌中税務署の佐藤茂樹署長を招き、講演会を実施した。写真。

講演会は「地域社会を支える絆、法人会と税務署のパートナーシップ」というテーマで、法人会の皆さんの経営努力は地域を支えている、税務署の立場は納税者の方々の理解と協力を得て公正な申告と納税を確保することだ



が、その意味では、法学会の皆さんは正しく申告・納税していただく。また、若かりし頃の業務執行に当たったエピソードの紹介や、国税組織のデジタル化の取組み、その効果として調査選定や徴収の接点率の向上が進むなどの説明のほか、署長

として日々、職員の育成等に取り組んでいるなど、大変興味深い話があり、皆、熱心に聞き入っていた。

最後には、今後も法人会の皆さんの力を借りて、地域社会に貢献していきたいとの話があり、終了後には「様々な話が聞け、大変参考になりました」との感想が聞かれた。

## 7年度 中学生の「税についての作文」 東海税連協が会長賞を授与

東海税務連絡協議会(会長一尾崎秀明名古屋税理士会会長)はこのほど、国税庁・全国納税貯蓄組合連合会共催の令和7年度中学生の「税についての作文」の中から、優秀作品に同協議会会長賞を授与した。同協議会は、平成23年に同協議会会長賞を創設。今年度は、名古屋国税局管内4県の中学校504校から2万3893編の応募があり、8編が同賞を受賞した。

受賞作は次の通り(8編の作文全文を電子版に掲載しております。1編は氏名不掲載)。

### 【愛知県】

「正解の社会にするために」  
西尾市立吉良中学校3年 瀬川みな  
「私たちが受け取る恩恵と道しるべ」  
名古屋市立丸の内中学校3年 (氏名不掲載)

### 【静岡県】

「祖父の存在が教えてくれた社会の支え」  
浜松市立富塚中学校2年 池田仁愛  
「税金の意味」  
掛川市立大須賀中学校3年 服部聖来

### 【三重県】

「うわー、めっちゃキレイやん!」  
亀山市立中部中学校3年 山田倫太郎  
「当たり前を支える税金の力」  
大紀町立大宮中学校2年 亀田有沙

### 【岐阜県】

「私たちの生活」  
学校法人佐々木学園鷺谷中学校3年 三上紗奈  
「私たちの暮らしを支える税金」  
中津川市立坂本中学校3年 古川惺菜



術・製品の展示・体験、AI等の活用やDX推進に関する講演が行われ、約1000人が来場した。

## 作文の入賞者が 新聞社で座談会

### 神戸署

神戸税務署(峨家善之署長)はこのほど、「税を考える週間」の行事として、兵庫県下の「税に関する高校生の作文」入賞者5人を招き、神戸新聞社において座談会を開催した。写真。

座談会では、作文に込めた思いや伝えたいこと、今後どのように税を使ってほしいかなど、高校生の視点から活発な意見が交わされた。

峨家署長からは、「皆さんから今後の税や社会の在り方について、しっかりとした意見をお聞きすることができ感動した。将来を担う皆さんは、今後とも税や社会のことに興味を持ってほしい。また、今回の座談会の記事を通じて、多くの方々に税について考えていただくだけばと思います」とのメッセージを贈った。



なお、当日の様子は税を考える週間に合わせて11月11日の神戸新聞朝刊に掲載された。

返礼品で資産形成  
北海道北見市  
ふるさと納税に

# 金が登場

楽天市場は  
こちらから

